

# 浄化槽の保守点検・清掃は 法律で義務付けられています

**保守点検とは**…放流水の水質検査、機能の診断、消毒薬の点検・補給、ブローなどの点検。

**保守点検の回数**…通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。浄化槽の種類によって異なりますので下表を参考にしてください。

**清掃とは**…各装置の洗浄、汚泥の調整除去。

**清掃回数**…最低年1回（全ばっ気方式は、おおむね6ヶ月に1回以上）

## 単独浄化槽の保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期 間
➤ 全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2ヶ月に1回以上
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	1ヶ月に1回以上
➤ 分離接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
➤ 分離ばっ気方式	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
➤ 単純ばっ気方式	処理対象人員が301人以上の浄化槽	2ヶ月に1回以上
➤ 散水ろ床方式		6ヶ月に1回以上
➤ 平面酸化床方式		
➤ 地下砂ろ過方式		

## 合併浄化槽の保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期 間
➤ 分離接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月に1回以上
➤ 嫌気ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
➤ 脱窒ろ床接触ばっ気方式		
➤ 活性汚泥方式		1週間に1回以上
➤ 回転板接触方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または擬集層を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2. スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽	2週間に1回以上
	3. 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回以上

保守点検は埼玉県に登録している業者と契約して実施してください

※保守点検業者は、埼玉県中央環境管理事務所へお問い合わせください

電話 048-822-5199

清掃は許可業者と契約して実施してください

## 上尾市の許可を受けている清掃業者

名 称	所 在 地	電 話
(有)上尾清掃 ☆	上尾市藤波4-1	787-0070
(株)上尾サービスセンター ☆	上尾市愛宕1-9-13	771-0907
(有)昭栄産業 ☆	上尾市栄町8-17	771-6168
青木清掃(株) ☆	桶川市南1-2-6	775-1551
(株)加藤商事 ☆	さいたま市西区内野本郷297-4	624-5335
(株)川崎清掃 ☆	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3-190-2	684-5222
(株)東栄	伊奈町大針320	721-5921

☆印の清掃許可業者は保守点検資格もかねています。

上尾市役所生活環境課 775-6940